

山梨県公報

第六百二十六号

令和八年
一月二十九日

木曜日

山梨県告示第十七号

二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
(一) 変更前 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号JACCビル
(二) 変更後 東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル

三 変更の年月日 令和八年一月二十六日

規則第十一号)第四十六条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 アソビュース株式会社 東京都品川区大崎一丁目十一番二号ゲートシティ大崎イーストタワー八階

二 変更事項 指定納付受託者の指定の期間

1 変更前 令和七年八月八日から令和八年三月三十一日まで

2 変更後 令和七年八月八日から令和八年一月三十一日まで

三 変更の年月日 令和八年一月二十二日

山梨県告示第十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似	発生	場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	頭数	発生場所	発生年月日
	一	笛吹市			令和八年一月十六日

山梨県告示第十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 指定試験機関の名称 公益社団法人調理技術技能センター
山梨県公報 第六百二十六号 令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県告示第十六号	告示
調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三号)第二条の二第二項の規定により、指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。	○一般競争入札について ○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定 ○公共測量の終了 ○都市計画の変更図書の縦覧(二件) ○政治団体の名称等の届出 ○一般競争入札について ○教育委員会 ○選挙管理委員会

○調理師法施行令第一条の二第二項の規定に基づく指定試験機関の指定事項	一七
○指定納付受託者の指定に係る変更	一七
○家畜伝染病の発生	一七
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)	一七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	一八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の全部又は一部解除	一三
○一般競争入札について	一四
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定	一五
○公共測量の終了	一六
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)	一六
○政治団体の名称等の届出	一六
○一般競争入札について	一八

山梨県知事 長崎幸太郎

一七

市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同
域の名称	竹の沢川－2	根岸沢川	矢島－2	船久保	長松	ござぎの4	ござぎの3	ござぎの2
自然現象の種類	同	土石流	同	同	同	同	同	同
区域の表示	同	同	同	同	同	同	同	同
指定事項	同	同	同	同	追加	同	同	同
指定表示	平成十八年山梨県告示五百八十号	平成二十一年山梨県告示第三百三十五号	平成十八年山梨県告示第五百八十号	平成十九年山梨県告示第一百三十三号	平成十九年山梨県告示第一百三十三号			

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	甲斐市
居平	大明神山の3	大明神山の2	大明神山の1	松葉平	新田の2	新田の1	窪屋敷	芝ノ田	外久保尻	西久保の2	西久保の1	西ノ後の3	西ノ後の2	西ノ後の1	村ノ前	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	省略) おり(図面	次の図のと
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	

甲斐市	市町村名	二 土砂災害特別警戒区域											
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
村ノ前	戒区域の名称	大洞	横道下の2	横道下の1	古山	平見条の3	平見条の2	平見条の1	小川の3	小川の2	山神平	道下	堰下
の崩壊	急傾斜地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
省略) おり(図面	次の図のと	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新規	事項指定	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	指定告示												

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
塩沢川	西の入沢	舟沢川-3	竹の沢川-2	根岸沢川	西の入沢の1	修善寺川	竹の久保II	東根熊の1	矢島-2	船久保		
同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同		の崩壊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		おり(図面)省略
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
平成二十年山梨県告示 平成十九年山梨県告示 五百三十三号	平成十九年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成二十一年山梨県告示 三百三十五号	平成二十二年山梨県告示 五百八十八号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成二十年山梨県告示 三百八号	平成二十年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成十九年山梨県告示 三百三十三号	平成十九年山梨県告示 三百三十三号	第百三十三号

同	同	同	同	同	南部町	市町村名	二 土砂災害特別警戒区域	同	同	同		
竹の久保II	火打石	東根熊の1	矢島-2	船久保	長松	土砂災害特別警戒区域の名称		大堀川	大堀川	西の入沢の2		
同	同	同	同	同	の崩壊	自然現象の種類		同	同	同		
同	同	同	同	同	急傾斜地	の種類		同	同	同		
同	同	同	同	同	省略	次の図のとおり(図面)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同		
同	同	同	同	同	一部	解除事項		同	同	同		
平成二十年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成十九年山梨県告示 三百三十三号	平成十九年山梨県告示 三百三十三号	指定告示	平成二十年山梨県告示 五百八十号	平成十八年山梨県告示 五百八十号	平成二十年山梨県告示 三百八号	平成十九年山梨県告示 三百三十三号	平成二十年山梨県告示 三百三十三号	第三百八号

同	同	同	
同	修善寺川	土石流	
同	戸樋の沢川	同	
竹の沢川-2	同	同	
同	同	同	
一部	同	同	全部
平成十八年山梨県告示 第五百八十号	平成十九年山梨県告示 五百三十三号	平成十八年山梨県告示 第五百八十号	第三百八号

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
(一) 山梨県本庁舎で使用する電気 一式
(二) 山梨県北巨摩合同庁舎ほか七十四施設で使用する電気 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 供給期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 4 供給場所 知事が指定する場所
- 5 事務を担当する所属 山梨県総務部資産高度利用推進課
- 6 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のないものとみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(燃料類・電力)のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和八年二月五日(木)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課(電話〇五五一二二三一一三九五)
- 4 入札手続等
契約条項を示す場所
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部資産高度利用推進課(電話〇五五一二二三一一三九四)

- 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和八年二月五日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所 一（一）及び（二）について、それぞれ日時は次のとおりとし、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館三〇一会議室で行う。
- （一）（一）に係るもの 令和八年二月十八日（水）午前九時
- （二）（一）に係るもの 令和八年二月十八日（水）午前十時
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産高度利用推進課宛に令和八年二月十七日（火）午後四時までに到着するよう送付する（）。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
- （一）一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- （二）この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
- （三）山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」と（）） 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- （四）入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
- （五）（一）から（四）までに掲げるもののほか、（）の公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 規則第百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- （一）言語 日本語
- （二）通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 本入札における落札の効果は、令和八年四月一日に令和八年度予算が発効した時において効力を生ずるものとする。
- 8 その他
- （一）落札者が契約締結までの間に、（）に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- （二）詳細は、入札説明書による。
- （三）問合せ先 山梨県総務部資産高度利用推進課（電話〇五五-111111-1119四）
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be procured:
- （1） Supply of electricity for the Yamanashi Prefectural Government Building owned by Yamanashi Prefectural Government
- （2） Supply of electricity for the Kitakoma Government Building and 74 other facilities owned by Yamanashi Prefectural Government
- 2 Date and time for tender:
- （1） 9:00AM February 18, 2026
- （2） 10:00AM February 18, 2026
- 3 Bureau in charge: Asset Utilization Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 16-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1394
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（西沢地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定に

より公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月二日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年三月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年七月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 富士吉田市全域
- 三 測量の期間 令和七年六月六日から令和七年十二月十六日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲斐市都市計画下水道（甲斐市公共下水道）
- 二 縦覧場所 甲斐市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲斐市都市計画下水道（甲斐市公共下水道）
- 二 縦覧場所 甲斐市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあつた。

令和八年一月二十九日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山

洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日
桂友会	奥脇友賢	奥脇偉賢	南都留郡西桂町下暮地一九七九一五	令和七年十二月 十二日
サステイナブルタウン西桂	郷田和美	郷田喜臣	南都留郡西桂町下暮地四一一	令和七年十二月 十二日
大久保ともお後援会大智の会	小宮山斎	小宮山千彰	甲斐市大久保二九六	令和七年十二月 十四日
くらしやすいまちづくりの会	堀内美富	堀内いづみ	富士吉田市新屋三一四一三一	令和七年十二月 十五日
				令和七年十二月 十八日
				令和八年一月九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
自由民主党甲府市支部	宮本秀憲	甲府市国母六一二一三	令和七年十一月 三十日	令和七年十二月 二十六日		
自由民主党境川支部	永井学	甲府市北新一一八一八	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
大樹会	田中英光	笛吹市境川町大坪四四八	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	中村長年	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	斎藤智雄	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	佐藤一恵	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	佐藤光栄	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	田中茂樹	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	入江薰	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	塩島好文	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	田原俊幸	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		
さかえを支援する会	山梨県税理士政治連盟	笛吹市境川町藤垈五八一	令和七年十二月 二十六日	令和七年十二月 二十六日		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
山梨県税理士政治連盟	山梨県税理士政治連盟	山梨県税理士政治連盟	山梨県税理士政治連盟	令和七年六月二日	令和八年一月十日
				令和七年九月十日	令和八年一月七日
				令和八年一月十日	令和八年一月七日

者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（燃料類・電力）のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であること。

5 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和八年二月五日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五一二二三一一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 郵便番号四〇〇一八五〇四山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県教育庁学校施設課（電話〇五五一二二三一一七六〇）

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和八年二月五日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五
1 に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年二月二十五日（水）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁防災新館四〇六会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 五一に掲げる場所へ令和八年二月二十四日（火）午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第二百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第二百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 本入札における落札の効果は、令和八年四月一日に令和八年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、(1)に掲げる参加資格の(ア)～(ヒ)でない場合、(イ)で満たさない場合、(ウ)で満たさない場合は、契約を締結しない。また、(イ)の場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁学校施設課 (電話〇五五-1111111-1745〇)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured: Supply of electricity for Hokuto High School and 38 other facilities owned by Yamanashi Prefectural Government 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:00AM February 25, 2026
- 3 Bureau in charge: School Facilities Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1760